

「町有バス」の使用に関するガイドライン

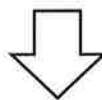
木古内町では、住民福祉の向上を目的に町民の皆様が様々な用途に活用することが出来る町有バスを用意しております。バスを使用するにあたり、利用者の方々がより快適にバスを利用していただけよう、本ガイドラインをご活用下さい。

バスの利用対象

各種スポーツ大会及び老人クラブ交流会等福祉・教養文化・健康増進などの目的に使用する町内会等の町民の団体。

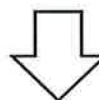
申請手順

使用予定の1か月前までに役場建設水道課へお問い合わせください



木古内町役場建設水道課財産担当まで
☎01392-2-3131

ご希望のスケジュールでバスが使用できるか確認します



・事前予約のため、ご希望に添えない場合がございます。ご了承下さい。

使用予定の1週間前までにバス利用申請書を提出

※別添：申請書・行程表をご提出いただきます。

※申請書等には代表者・使用目的・行程等を詳細に記載してご提出いただきます。

利用料金

- ・利用料金、ガソリン代等は**原則無料**です。
- ・運転者の責任によらない車両又は車両備え付け物品の破損・紛失は利用者様の責任で賠償していただく場合があります。

長距離移動の際の注意点

- ① 高速道路等の有料道路を使用する場合は、その費用負担は利用者様でお願いします。
- ② 定期的な休憩をとるなど、運転者、利用者様ご自身への配慮をお願いします。
- ③ 危険な運転の原因とならないよう時間的にゆとりある行程としたうえで申請をお願いします。
- ④ 事故防止のため、行き先での行程以外での安易なバスの利用はしないようお願いします。

宿泊を伴う場合の注意点(例：札幌市へ老人クラブで慰安旅行に行く等)

- ① 運転者の宿泊先の確保及び費用負担は利用者様の責任でお願いします。
- ② 宿泊先におけるバスの駐車場の確保及び費用は利用者様でお願いします。